

平成24年8月27日

郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）に対する 信用組合業界の意見

一般社団法人 全国信用組合中央協会

（基本的考え方）

かねてより信用組合業界では、郵政改革について、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は『民業の補完』に徹するべきであると一貫して主張してきた。

今般の郵政民営化委員会の所見案では、ゆうちょ銀行に政府の関与が残る中、新規業務の調査審議開始に向けた考え方が示されているが、信用組合業界としては、地域金融ひいては地域経済に大きな影響を及ぼしかねない内容となっていることを強く懸念している。

（公正な競争条件の確保）

所見案では、「民営化の実施後も“暗黙の政府保証”が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。・・・こうした誤解をも払拭していくことが不可欠である。・・・」とされているが、ゆうちょ銀行に政府の間接的な出資が残る間は“暗黙の政府保証”が残存し、民間金融機関との公正な競争条件が確保できず、ゆうちょ銀行による新規業務への参入は民業圧迫につながり、地域・業域・職域を基盤とする信用組合、ひいては地域経済に大きな混乱を及ぼすことが懸念される。

従って、日本郵政が、ゆうちょ銀行を完全民営化する具体的な計画を早期に公表することが最も重要である。

（ゆうちょ銀行のあるべき姿）

所見案では、ゆうちょ銀行のバランスシートの規模について、「民間秩序に適したビジネスモデルへの革新により自ずと決まる」とされている。

しかしながら、ゆうちょ銀行の巨大な規模は、官業として規模を拡大してきたものであり、定額貯金による調達と国債による運用に偏ることに伴う大きな金利リスク等を抱えているなど金融市場に大きな影響を与えることが懸念される。

したがって、郵政民営化委員会が金融システムへの影響を十分に見極めた上で、そのあるべき姿と具体的方策を提示すべきである。

（地域金融安定への配慮）

信用組合は、地域・業域・職域における中小零細事業者や生活者の「相互扶助」を理念として、近年は事業再生や生活者支援等を重要課題として地縁、人縁による地域密着型金融に取り組んでいる。

仮に、公正な競争条件が確保されないまま巨大な資本と資金力を持ち、かつ、膨大な地域の個人情報保有するゆうちょ銀行が資金の運用先を求め、業容拡大に走ることとなれば、到底共存関係とはなり得ず、相対的に小規模の経営実態にある信用組合にとっては、その収益を大きく圧迫され、まさに経営上の死活問題である。

ゆうちょ銀行の業務範囲の拡大、とりわけ地域の中小零細事業者や生活者等に対する貸出業務については、信用組合が地域とともに育み築き上げてきた中小零細事業者や生活者との関係性までをも浸食し、地域金融ひいては地域経済等に大きな混乱を招く恐れがある。

したがって、郵政民営化法第2条では、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮」することが明記されているが、地域金融・地域経済に与える影響について配慮することを所見に盛り込むべきである。

以上